令和８年度　町申告フローチャート

フローチャートを使って、町申告書の提出が必要か確認しましょう。
あくまで目安ですので、ご不明な点は税務課住民税担当へご相談ください。

スタート
令和８年１月１日現在、富士川町に住所がある

→ いいえ → 令和８年１月１日に住所のあった市区町村で申告をしてください

↓ はい

税務署へ所得税の確定申告を提出する → はい → 町申告書の提出は**不要**です

↓ いいえ

令和７年１月１日から１２月３１日までの収入状況が当てはまるものを選択してください

主に給与収入の方（パート・アルバイトを含む）

＜次のいずれかに該当する＞
- ●勤務先で年末調整をしていない
- ●給与の他に営業・農業・不動産などの所得がある
- ●給与を２か所以上から受けている
- ●医療費控除・寄附金控除など、**年末調整に含めなかった各種控除を追加する**
- ●給与以外の所得が 20 万円を超える

→ **町申告の提出が必要です**
※所得税の納付・還付の必要がある方は「所得税の確定申告」が必要です

給与収入について、**勤務先が１か所のみで年末調整がしてあり、勤務先から町へ給与支払報告書が提出されている方（勤務先の担当者に確認してください）**
※複数の給与について全て年末調整で合算している場合は「はい」へ

→ いいえ → **町申告の提出が必要です**
→ はい → **申告は不要です**
※給与以外の所得が 20 万円を超えている場合は「所得税の確定申告」が必要です

主に公的年金等の収入のみの方

- ●**６５歳以上の方**（昭和３６年１月１日以前生まれ）
  ･･･年金収入合計金額が**１４８万円を超える**
- ●**６５歳未満の方**（昭和３６年１月２日以後生まれ）
  ･･･年金収入合計金額が**９８万円を超える**

↓

上記に該当し、**年金の源泉徴収票に記載されたもの以外の控除（生命保険料控除、地震保険控除、医療費控除・寄附金控除・配偶者控除・扶養控除など）を追加しますか？**
※年金収入が４００万円を超える場合は、所得税の確定申告が必要です
※**公的年金以外の収入がある場合(個人年金など)は、町県民税申告が必要であるため「はい」へ**

→ いいえ → **申告は不要です**
※年金以外の所得が 20 万円を超えている場合は「所得税の確定申告」が必要です

→ はい → **町申告の提出が必要です**
※所得税の納付・還付の必要がある方は「所得税の確定申告」が必要です

営業・農業・不動産所得、雑所得、一時所得などの収入があった方

- **●収入がなかった方、扶養されていた方**
- **●国民健康保険・後期高齢者医療保険などに加入している方**
- **●児童手当など各種手当を受給している方**
- **●遺族年金・障害年金・失業給付金などの非課税所得のみの方　など**

→ **※申告がない場合は、国民健康保険税や介護保険料などの軽減や、各種手当の支給や各種行政サービスが受けられない場合があります**